

1. 介護報酬に係る利用者負担金

■短期入所生活介護

区分	介護サービス内容	単位数	目安の金額			内容の説明
			1割負担	2割負担	3割負担	
①併設型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅰ) (ユニット個室)	要介護1	696	735円	1,469円	2,203円	1日につき
	要介護2	764	806円	1,612円	2,418円	
	要介護3	838	884円	1,768円	2,652円	
	要介護4	908	958円	1,916円	2,874円	
	要介護5	976	1,030円	2,060円	3,089円	
②加算額 *全ての利用者に加算され れます	夜勤職員配置加算Ⅱ	18	19円	38円	57円	1日につき
	看護体制加算Ⅲ-イ	12	13円	26円	38円	
	看護体制加算Ⅳ-イ	23	25円	49円	73円	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	7円	13円	19円	
	機能訓練指導体制加算	12	13円	26円	38円	1月につき
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×0.083				
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×0.023				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×0.016				
③加算額 *状況等に応じて個別に 加算されます	若年性認知症入所者(利用者)受入加算	120	127円	254円	380円	1日につき
	緊急短期入所受入加算	90	95円	190円	285円	
	利用者に対して送迎を行う場合(片道)	184	195円	389円	583円	

■介護予防短期入所生活介護

区分	介護サービス内容	単位数	目安の金額			内容の説明
			1割負担	2割負担	3割負担	
①併設型ユニット型 介護予防短期入所 生活介護費(Ⅰ) (ユニット個室)	要支援1	523	552円	1,104円	1,656円	1日につき
	要支援2	649	685円	1,370円	2,054円	
②加算額 *全ての利用者に加算され れます	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	7円	13円	19円	1日につき
	機能訓練指導体制加算	12	13円	26円	38円	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×0.083			1月につき	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×0.023				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×0.016				
③加算額 *状況等に応じて個別に 加算されます	若年性認知症入所者(利用者)受入加算	120	127円	254円	380円	1日につき
	利用者に対して送迎を行う場合(片道)	184	195円	389円	583円	

○介護報酬に係る利用者負担金額(費用全体の1割)について

利用者負担金額 = (①+②+③) × 10.55 (地域加算) を計算した合計額の約10%です。

○介護報酬に係る利用者負担金額(費用全体の2割)について

利用者負担金額 = (①+②+③) × 10.55 (地域加算) を計算した合計額の約20%です。

○介護報酬に係る利用者負担金額(費用全体の3割)について

利用者負担金額 = (①+②+③) × 10.55 (地域加算) を計算した合計額の約30%です。

2. 食費の自己負担分 1日あたりの金額

第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
		(1)	(2)	
300円	600円	1,000円	1,300円	1,770円
各食の単価				
朝食 526円	昼食 584円	夕食 583円	おやつ 77円	

3. 居住費の自己負担分 1日あたりの金額

第1段階	第2段階	第3段階(1)(2)	第4段階
820円	820円	1,310円	2,590円

4. その他の料金(介護保険外サービス料金)

区分	サービス内容	単位	金額
証書等管理費	介護保険証、健康・医療保険証、各種手帳等の管理	1日	33円
送迎費用	運転のみ	1km	110円
レンタルテレビ	電気代を含む	1日	150円
電気使用料	持込テレビの大きさが15型程度迄	1日	50円
	持込テレビの大きさが16型程度以上		100円
	持込み冷蔵庫等100w未満		50円
	持込み冷蔵庫等100w以上		100円
	その他の家電製品	電気機器の定格電力(Watt数)×0.558円/日	
嗜好飲料水	利用者希望の飲料を施設で用意します	1日	45円
買物代行	各種支払いの代行を含む	1回	550円
複写物の交付	複写物を必要とする場合の負担	1枚	20円
		か-1枚	50円
医療材料費	特別な疾病にかかる医療材料のうち、医療保険の対象とならないもの		実費
日用品	原則、ご家族で必要な日用品を揃えていただきます		実費
その他の費用	口腔ケア用品・嗜好品・消耗品・理美容費・予防接種・外部に発注するクリーニング代・遺留品処分・レクリエーション活動において利用者が負担することが適切なもの・利用者の希望によるもの、など		実費
キャンセル料	利用開始前にご利用者及びご家族の都合でサービスを中止する場合には、以下のキャンセル料がかかります。 ◆利用前日の午後5時までに連絡があった場合→なし ◆利用前日の午後5時までに連絡がなかった場合→利用初日の食費相当金額		

○食費料金の自己負担部分について

1日に喫食した食事単価合計額が負担限度額を下回る場合、差額分の負担はありません。

○長期利用についての減算

連続30日以上利用の場合、31日目以降は所定単位数より1日につき30単位の減算となります。